

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

公布 平成 23 年 3 月 30 日条例第 17 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件を定めることによって、地方の時代にふさわしい議会の機能強化を図り、議会の政策形成能力を高めるとともに、市民に開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(議決事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、庄原市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想および基本計画の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。